



宮 崎 県 公 報

平成19年 8 月20日 (月曜日) 第 1906 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 災害救助法による救助の実施…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の指定…………… (“) 1

- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (国保・援護課) 2
- 生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護支援事業所) の再開…………… (“) 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 2

公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施…………… (消防保安室) 2

告 示

宮崎県告示第 679号

平成19年 8 月 2 日発生 of 台風第 5 号災害に関し、同日から日之影町の区域において災害救助法 (昭和22年法律第 118号) による救助を実施することとした。

平成19年 8 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 680号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 8 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人相愛会	小林市大字細野 167番地	須木診療所	小林市須木大字下田12 24番地	平成19年 5 月11日
社会福祉法人まひあ	都城市志比田町9541番地	ショートスティまひあ	都城市志比田町9573- 1	平成19年 6 月 1 日
社会福祉法人えびの明友会	えびの市大字榎田 579番地10	真幸園訪問介護事業所	えびの市大字昌明寺70番地 1	平成19年 6 月 1 日
社会福祉法人えびの明友会	えびの市大字榎田 579番地10	養護老人ホーム真幸園	えびの市大字昌明寺70番地 1	平成19年 6 月 1 日

有限会社C SC	宮崎郡清武町船引1870番地 1	いでの郷訪問介護事業部	宮崎郡清武町大字船引 857	平成19年 3 月 1 日
株式会社介護とリハビリのエンゼル	児湯郡川南町大字川南 12714番地 13	訪問介護ステーションエンゼル	児湯郡川南町大字川南 12714番地 13	平成19年 6 月 1 日
特定非営利活動法人ひむか福祉サービス	東臼杵郡門川町大字門川尾末3815番地 1	デイサービスひより	東臼杵郡門川町大字門川尾末1497番地	平成19年 4 月 1 日
有限会社一期一会	東諸県郡国富町大字宮王丸 520番地	デイサービス吉祥庵	東諸県郡国富町大字須志田 137番地 1	平成19年 5 月 1 日

宮崎県告示第 681号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 8 月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社聖	宮崎郡清武町大字今泉甲2692- 1	ケアポートセンターひじり	宮崎郡清武町大字今泉甲2692- 1	平成19年 5 月22日
株式会社介護とリハビリ	児湯郡川南町大字川南	居宅介護支援事業所エ	児湯郡川南町大字川南	平成19年 6 月 1 日

リのエンゼル	12714番地 13	ンゼル	12714番地 13
--------	---------------	-----	---------------

宮崎県告示第 682号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年8月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団名倫会宮下クリニック	都城市庄内町7981番地5	医療法人社団名倫会宮下クリニック	都城市庄内町7981番地5	平成19年7月14日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン宮崎日南ケアセンター	日南市上平野町2丁目12番地2号	平成19年5月31日

宮崎県告示第 683号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関 (居宅介護支援事業所) から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成19年8月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人ピ助っ人	都城市都島町 191番地 1号	指定居宅介護支援事業所てのひら	都城市都島町 191番地 1号	平成19年7月1日

宮崎県告示第 684号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年8月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社あい愛ラ イフ	延岡市出北3丁目11番14号	有限会社あい愛ラ イフ	延岡市出北5丁目16番8号

2 届出事項		
居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市出北5丁目16番8号	延岡市出北3丁目1番14号	平成19年7月8日

公 告

消防法 (昭和23年法律第 186号) 第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。
平成19年8月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 講習の対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内に法第17条の10に規定する講習を受けていない者
- (2) 上記講習を受けた日から5年以内ごとに法第17条の10に規定する講習を受けていない者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成19年10月16日(火) 9時30分から16時30分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1
	平成19年10月23日(火) 9時30分から16時30分まで	J A・A Z Mホール 宮崎市霧島町1丁目1番1号
警報設備	平成19年10月10日(水) 9時30分から16時30分まで	都城建設会館 都城市北原町26街区13号
	平成19年10月17日(水) 9時30分から16時30分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1
	平成19年10月24日(水) 9時30分から16時30分まで	J A・A Z Mホール 宮崎市霧島町1丁目1番

	で	1号	
避難設備 ・消火器	平成19年10月18日(木) 9時30分から16時30分ま で 平成19年10月25日(木) 9時30分から16時30分ま で	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1 J A ・ A Z Mホール 宮崎市霧島町1丁目1番 1号	
<p>4 受講申込手続</p> <p>(1) 受講申請書の受付期間 平成19年9月10日(月)から平成19年9月28日(金)まで(郵送の場合は、9月28日(金)の消印のあるものまで有効とする。)</p> <p>(2) 受講申請書の提出先 宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館内 (〒880-0804) 財団法人宮崎県消防設備保守協会</p> <p>5 受講手数料 講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)</p> <p>6 その他 詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安室(電話0985(26)7627)に問い合わせること。</p>			